

---

○議長（山本 徹）休憩前に引き続き会議を開きます。

亀山彰議員。

〔22番亀山 彰議員登壇〕

○22番（亀山 彰）私は自民党新令和会を代表いたしまして、今定例会に提出されました諸案件並びに当面する諸問題について質問をいたします。

質問に先立ちまして、一言申し上げます。

迷走台風と言えるであろう台風10号は、風による被害以外に遠方での豪雨被害が発生いたしました。被害に遭われた方々にお見舞いを、お亡くなりになられた方々にはお悔やみを申し上げます。

NHKのテレビ画面左側には、「南海トラフ地震に注意喚起」や台風10号の位置や雨雲レーダーなど、情報の大切さを感じました。我が家では備えあれば憂いなし、寝室にヘルメットを置いております。

それでは質問に入ります。

最初に、県民の命と暮らしを守る施策の推進について4点質問いたします。

まず、9月補正予算案の編成について伺います。

本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震から早くも9か月余りが経過しておりますが、その復興はもちろんのこと、さらに今後必ずや発生するであろう台風や豪雨による被害など、自然災害に対する備えは欠かすことができないと考えます。

一方、本県の経済に目を向けますと、北陸新幹線の敦賀開業や新型コロナウイルス感染症が5類とされたことによるインバウンド、

さらに本年6月26日に大連定期便が再開されたことなど、明るい兆しも見えております。

しかし、県民の暮らしでは、ガソリンをはじめ食料品、日用品など物価高騰の中、賃金上昇が追いついていない現状であります。

そこで、災害からの復旧・復興、県内の経済情勢、県民の暮らしについて現状認識を受けて、9月補正予算案ではどのような点に力を入れて編成したのかについて、新田知事に所見を伺います。

次に、近年発生している地震への備えについて伺います。

本県ではこれまで、発生する地震が比較的少ないと言われてきましたが、最近では震度3以上の地震を観測することが多くなっています。さらに、先月8日に宮崎県において発生し、震度6弱の揺れを観測した地震において、気象庁は南海トラフ地震の想定震源域で大規模地震が発生する可能性が高まっているとして、南海トラフ地震臨時情報を発表したところです。

南海トラフ地震が発生すると、仮に富山県内での直接被害が発生しなくても、日本各地で人の流れや物の流れが停止することにより大きな混乱が予想されることや、被災地、被災者への積極的な支援が必要となることは明白であります。

そこで、南海トラフ地震が発生した場合の本県における被害想定はどのようなものになるのか、また、被害への対処や被災地への支援についてどのように考えているのか、さらに、そのような被害や被災地支援に対処するための体制も含めて知事に伺います。

次に、立山地域における火山対策について伺います。

本県の立山火山については、平成28年に火山噴火予知連絡会により常時観測火山として弥陀ヶ原が選定され、火山監視・警報センタ

一により24時間体制で監視されています。

しかし、近年における登山に代表される山岳レジャーの高まりから、立山を訪れる観光客について立山黒部貫光株式会社が公表したところによると、令和5年度に富山側から立山黒部アルペンルートを訪れた方は35万2,000人であり、外国からの観光客も多く含まれるものと思います。したがって、弥陀ヶ原における万が一の噴火に対する安全・安心を確保するということは、ただ人命を守る観点だけでなく、県有数の観光資源の保全という観点からも非常に重要となります。

そこで、この立山火山に関して、県としてどのような事態を想定し、その事態に対してどのような対策を立てているのか、外国人観光客への対策を含めて武隈危機管理局長に伺います。

次に、関係機関との協力体制、特に自衛隊と県との協力体制について伺います。

災害時において自衛隊と県が緊密に連携することは、災害が発生してからではなく、平時においても自衛隊と県などとの連絡、人事交流などの協力体制構築が不可欠であると考えます。

令和6年能登半島地震については、発災直後から自衛隊の皆さんが被災からの復旧に御尽力されたことは言うまでもありませんが、特に被災者の救助はもちろん、負傷者、被災者の輸送、そして物資や人員の輸送に不可欠な道路の啓開など、実に多方面にわたって活躍されたことは誰しもの記憶に新しいのではないのでしょうか。

現在、県は令和6年能登半島地震に係る災害対応検証会議を設置し、県、市町村、関係機関との連携についても検証を行っているという聞いております。そこで、災害時における自衛隊と県との役割分担

や協力について課題をどう認識しているのか、また、それを踏まえて平時からの自衛隊との協力体制をどのように構築していくのか、知事に伺います。

次に、安全・安心で持続可能な社会の実現と地域の活性化について12点質問します。

最初に、デジタル田園都市国家構想交付金の活用について伺います。

令和4年度の補正予算案において初めて創設された、いわゆるデジタル田園都市国家構想交付金については、地方の社会課題解決、魅力向上の取組を加速化、深化する観点から、各地方公共団体の意欲的な取組を支援するものとされています。

令和6年度においてこの交付金は、ローカル5Gの活用生産性向上推進事業や富山県MaaS利用拡大事業などに充てられています。これらは従来からの県の施策に沿ったものであるように見受けられます。

しかし、知事が示している「デジタル化・産官学連携・市町村連携による「超」効率的な自治体運営」や「県民ひとりひとりが輝ける多様性のある富山へ！」などを実現するためには、民間の皆さんの知恵や発想を取り入れていくことが不可欠であり、この交付金の活用についても民間発の事業を積極的に申請すべきと考えます。

そこで、官民連携の観点から、現在のデジタル田園都市国家構想交付金についてどれだけ民間の皆さんの知恵や発想が取り入れられているのか、さらに今後どのように取り入れてこの交付金事業を推進していくのか、田中地方創生局長に伺います。

次に、定期便の開設、再開による富山空港の振興について伺いま

す。

昨年、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後においても運休していた富山大連便が、6月26日に4年余りの運休期間を経て運航を再開しましたが、これを機に、現在運休となっているソウル便や台北便などの再開が期待されています。

富山空港についてはコンセッション方式の導入が決定され、民間事業者による安定的で自由度の高い運営が可能となりますが、これも活発な国際定期便があって初めて活性化し、その相乗効果により初めて富山空港の役割を持続的に発揮することにつながると考えます。このコンセッション方式については、仙台空港、高松空港、福岡空港などに導入され、就航路線などの増加、旅客数の増加などの効果が見られたとのことことです。

そこで、富山空港のさらなる活性化のため、日本全国に戻りつつあるインバウンド需要を取り込むために、またアウトバウンド客の増加策として国際定期便を開設、再開することが極めて重要であると考えますが、この点について知事の所見を伺います。

さらに、半導体を中心に産業が活性化している九州地方と本県企業とのビジネスも増えつつあることから、福岡空港への直行便を再開することが重要と考えますが、この点も併せて伺います。

次に、地域に根差した文化の振興策について伺います。

文化については、県民に広く浸透し生活の一部になることが大切であり、そのために一般の県民が親しみ楽しめるよう鑑賞や体験の機会を増やすことが重要であります。

一方で、県内においては、無形文化遺産の保護と相互評価の重要性に関する意識の向上を目的とするユネスコ無形文化遺産として、

「山・鉾・屋台行事」などが登録されています。そして、そのような地域に根差した伝統的な祭りなどに対しても支援を行うことは、多様な地域の文化アイデンティティーの存在につながるだけでなく、県内における重要な観光資源となると考えます。

そこで、このような無形文化遺産として認められている地域の祭りなどの伝統行事に対して、保存・継承、活用へのさらなる支援を行うべきと考えますが、知事の所見を伺います。

また、本県においては毎年、県民芸術文化祭などが開催されていますが、その内容が固定化されているように思われることから、さきに述べたような地元に着した伝統文化も取り入れるなどの見直しが必要と考えますが、この点についても併せて所見を伺います。

次に、伝統産業の振興について伺います。

いわゆる伝統産業は、その地域独特の文化や生活に根差し、古来より延々と受け継がれてきた技術や知恵に基づくものであり、地域のアイデンティティーを認識する上でも重要な要素の一つであり、今後も守っていくべきものであると考えます。

県においては、伝統工芸文化継承・産業振興プログラムを策定し、本年4月に伝統産業支援課を設置して、引き続き県内の伝統工芸産業における新商品開発、販路開拓、人材確保育成などに関する支援を行っています。

一方、県内の伝統産業を取り巻く状況を見てみますと、従事する方々が減少傾向にあり、さらにその事業を担う後継者の不足など、伝統産業を取り巻く経営状況は厳しいのが実情です。

そこで、比較的若い経営者を中心とした、デジタル技術を活用するなど業界への変革に取り組む動きや海外の市場開拓に向けての動

きなど、これまでにない新たな取組を伝統工芸文化継承・産業振興プログラムなどへ反映し、積極的に支援をすることが必要と考えますが、この点について知事に伺います。また、県民が伝統工芸を生活の一部に取り入れる運動も必要であると考えますが、この点についても併せて伺います。

次に、立山博物館の整備などによる周遊観光の振興について伺います。

立山博物館は平成3年に開館し、立山の歴史と立山信仰、さらにその舞台となった自然を紹介しており、現在では展示館、遙望館、まんだら遊苑、布橋、教算坊をはじめとする、長時間の滞在が可能となるような多彩な施設が整備されています。

県においてもこの立山博物館に関して、電動マウンテンバイクの活用による周遊の促進のほか、インバウンド誘客や多言語化などの展示リニューアルにも取り組んでいます。が、そもそもその前に、この博物館が立山地域観光における通過地点とならないための施策が必要であると考えます。

具体的には、立山に登山するような観光客が立山登山の前後にこの博物館を訪問し、周辺地域の歴史、文化、背景に理解を深めてもらうことができれば、観光客の満足度は一段と向上するのではないのでしょうか。さらに、博物館であれば、悪天候の場合や冬場の訪問が可能であるオールシーズン対応の観光施設であることから、冬場に魅力が向上する県内における他の観光地と組み合わせることができれば、今後さらに拡大が見込まれるインバウンド需要にも十分対応可能である魅力的な観光資源となるものと考えます。

そこで、立山博物館を中核とした文化観光を推進し、併せて本県

における周遊観光を促進するため、立山博物館と県内における他の観光地とを組み合わせた旅行商品造成のほか、このような周遊旅行プランの積極的な発信を官民連携により行うことが重要であると考えますが、この点について竹内生活環境文化部長に伺います。

次に、登山者の安全対策について伺います。

山梨県は7月より富士山の吉田口登山道を利用する登山者に対して2,000円の通行料の支払いを義務づけました。富士山の混雑解消やいわゆる弾丸登山の防止のため導入されたものですが、オーバーツーリズムの解消策のほか、安全な登山に資する施策としての一面があるとのことでした。

本県においては、登山地図GPSアプリ「YAMAP」を活用した登山届の提出により、山岳遭難の防止及び遭難時の対策など安全な登山のための施策に取り組んでいます。しかし、令和5年の富山県内における山岳遭難件数は134件、遭難者数は144人となっており、そのうち6人が亡くなっております。

そこで、登山道の整備などはもちろん、安全な登山のためにさらなる取組が求められていると考えますが、この点について生活環境文化部長に所見を伺います。

次に、県内事業者におけるカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラへの対策について伺います。

カスハラは、顧客が事業所に対して理不尽な言動を行うことを言いますが、この問題について厚生労働省は、令和3年にカスハラ対策の企業マニュアルを作成し、事業主が適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組のほか、被害を防止するための取組などについて普及啓発を行っています。



一方、東京都も全国初のカスハラ防止条例制定を検討しており、これらにはカスハラ禁止だけでなく、都、顧客、就業者、事業者の責務などを規定することも盛り込まれていると聞いております。

そこで、県内の事業所におけるカスハラの状態はどのようなものなのか、また、県としてその対策について今後どのように取り組んでいくのか、山室商工労働部長にお伺いします。

次に、県庁内におけるカスハラ対策について伺います。

昨今、自治体の職員に対する理不尽な要求や極めて威圧的な言動などの迷惑行為であるカスハラが社会問題となっています。自治体における具体的な例では、窓口において大声で何らかの要求をすることや無断で職員をスマートフォンで写真撮影すること、さらには撮影した動画を無断でインターネットの動画投稿サイトへアップロードするなどの行為が報道されています。

そのため、ある自治体では、職員の名札に顔写真の掲載を取りやめる、またフルネームから名字のみに変更する、職員向けの対応マニュアルを作成する、さらには外部からの外線電話の通話内容の録音を行うなどの対策が取られていると聞いております。

そこで、県の職員が安心して働けるように、さらに、職員を無用なトラブルから守ることにより円滑な行政運営と県民サービスの提供を図る必要があると考えますが、どのような対策を講じていくのか知事にお伺いします。

次に、建設業法等改正への対応について伺います。

さきの通常国会において、建設業法等を改正する法律案が可決成立いたしました。この法改正には、1、労働者の処遇改善、2、資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止、3、働き方改革と生産性向

上の3本柱から成る措置が盛り込まれています。現在の建設業では担い手の確保に苦勞しているところであり、本県においても同様の声が聞かれます。地域の守り手である建設業が今後もその役割を果たすことができるよう、今般の法改正の効果が期待されます。

そこで、県内建設業の置かれている状況をどのように認識しているのか、また、今回の改正法施行の実効性を高めていくため、本県においては具体的にどのような取組を行っていくのか、知事に伺います。

次に、県内農林水産物の輸出拡大による農業者等所得向上について伺います。

さきの6月定例会において、我が会派からとやま輸出ジャンプアップ計画の進捗について質問したところ、令和5年度県産農林水産物の輸出額は前年度比22億円増の55億円となっているとの答弁がありました。令和8年度の120億円達成に向けて尽力されている方々には敬意を表するところであります。

一方で、増加した輸出額の内訳を見ると、加工品を含む水産物や飲料のほか、調味料のみそ、しょうゆが増加している状況です。しかし、そもそも海外に販路を求めるのは県内農林水産業者の所得を向上させるためのものであり、さらなる取組が必要であると考えます。

そこで、現在取り組んでいる農林水産物の輸出拡大が県内農業者などの所得向上につながるよう、特に目標に届かなかった品目について令和8年度に向けて一層の取組が必要と考えますが、佐藤副知事に所見を伺います。

次に、6月末に開催されたとやま食品輸出拡大フェア in 台湾な

どの成果について伺います。

今回のとやま食品輸出拡大フェア in 台湾では、我が会派から言及した岐阜県との広域連携も盛り込みながら、県産農林水産物などの輸出拡大共同プロモーションに取り組まれたと伺っております。台湾は、県産農林水産物の輸出が増えているところでもあり、また、本県、我が国との友好関係も良好で、今回のフェアをきっかけに一層の輸出拡大が進むことが期待されます。

一方で、県ではこれまで世界各地で同様のプロモーションを行ってきたところではありますが、その成果についても分析を行い、今後の取組に戦略的に生かしていく必要があります。

そこで、今回の台湾でのフェアの成果について、これまでのプロモーション活動の成果及び今後の取組方針と併せて、津田農林水産部長に伺います。

次に、有機農業の取組拡大についてお伺いいたします。

今後のさらなる気候変動や化学肥料等の価格高止まりなどが懸念される中で、農業を稼げる産業としていくためには、国内外でのマーケットが拡大傾向にある高価格帯での販売が見込める有機農業の拡大が有効な手段の一つであります。このことから、我が会派からは、県内での有機農業の普及を要望してまいりました。

本県においては、富山県みどりの食料システム基本計画などに基づき、慣行コシヒカリに比べ化学肥料が2割削減、化学合成農薬の3割削減が期待できる富富富の作付を推進するなど、有機農業の取組面積拡大に取り組むこととされていますが、その目標達成には、学校給食によりまとまった需要を確保するなどの思い切った手法も検討すべきであると考えます。

そこで、持続可能で稼げる農業の実現のため、富山県みどりの食料システム基本計画に掲げる目標の達成状況をどのように分析しているのか、また、この分析結果を踏まえ、今後どのように有機農業の取組拡大を図っていくのか、農林水産部長にお伺いをします。

最後に、未来を担う人づくりなどについて3点質問をいたします。

まず、高校再編についてお伺いいたします。

我が会派としては、県立高校の再編に当たって、学区など従来の考え方を根本的に見直し、人口減少の中でどのような人材を育成していくかについて県としての核となる明確な考えを県民に対して分かりやすく示すことや、将来子供がどのような仕事に就きたいのか主体的に模索することを促し、学びたい高校を自ら選ぶことができるよう、中学校までに適切な職業教育を行い、子供たちの意思に沿うような特色ある職業科を、例えば拠点校、キャンパス校という在り方も念頭に整備すること、中高一貫教育校、国際バカロレア認定校などの特色ある人づくりに向けた環境拠点整備を進めることなど、思い切った教育改革を県に要望してまいりました。

また、客観的なデータの分析に基づく議論を進めることや、こどもまんなかの視点に立って若い世代から意見の聴取を行うことなどを去る6月定例会でも訴えており、先月8月に県教育委員会で実施された地域の教育を考える意見交換会においても客観的なデータが示された上で、若い世代も含め地域の問題として真剣に議論されることを期待しておりましたが、どうだったのでしょうか。

そこで、我が会派の主張やこれまでに開催された意見交換会での意見を踏まえ、今後どのように高校再編に取り組んでいくのか、意見交換会の総括も含めて知事に所見を伺います。

次に、投票率向上に向けた施策について伺います。

昨今、SNSに代表されるネットの普及により、現行の選挙の仕組みに対して疑問の声が聞こえる中、去る7月7日に実施された東京都知事選挙においては、ともすれば売名行為とも言えそうな過度な行動が目立ちました。しかし一方では、ユーチューブなどいわゆるSNSを活用して選挙活動を展開し、多くの得票数を獲得した候補者が注目されました。

そこで、先般の東京都知事選挙を受けて、候補者の選挙活動におけるSNSの活用など新しい手法についてどのように認識しているのか、知事に伺います。

次に、若者の投票率向上に向けた取組について伺います。

若者の低い投票率、政治への無関心が問題となる中で、民主主義を守るためには、地域の問題を自分ごととして捉え、選挙制度を正しく理解し、責任を持って政治に参画する県民を育成することが重要であります。そのためには、学校段階から政治への関心を持てる環境づくりが重要であり、教育現場で政治的な中立性を確保しつつ、現実の政治的な諸問題を扱い、政治的な関心を深める取組なども重要ではないかと考えます。

そこで、学校における主権者教育を通じた主権者として必要な資質、能力の育成が民主主義の根幹を守り、投票率向上につながることを期待されますが、学校現場においては主権者教育をどの程度カリキュラムに取り込み、どのような教育が行われているのか、また、政治を自分ごととして考え、投票行動につなげていけるよう、今後どのように取り組んでいくのか、広島教育長に伺います。

以上で質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○議長（山本 徹）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）自民党新令和会を代表しての亀山彰議員の御質問にお答えします。

まず、予算編成のポイントについての御質問にお答えします。

能登半島地震からの復旧・復興については、ロードマップに基づき着実に歩みを進めてきたと思っておりますが、ただまだ道半ばであるとも理解しております。引き続き被災市町村などと連携しながら取り組んでいく必要があります。

このため、今回の9月補正予算案においても震災からの早期の復旧・復興を最優先課題として捉え、被災した農業・水産業施設の復旧支援など県民・事業者からの要望に基づく事業や、港湾・漁港など新たに必要額が判明した公共施設などの復旧経費を盛り込みました。

また、議員御指摘の自然災害に対する備えは重要であると考えます。今回の地震を教訓とした地震被害想定調査や防災士養成、道路、橋梁、河川、海岸整備などの防災・減災体制も拡充しており、県民の安全・安心の確保にしっかりと取り組んでまいります。

県内の経済や暮らしに関しては、物価高騰などの影響に留意し、引き続き各般の取組を進める一方で、今回の補正予算案では喫緊の課題への対応として、公共交通維持のための運転手確保や物流の効率化などの対策を強化したほか、需要拡大が見込まれるインバウンド誘客、大連・台北便の利用促進など、将来の発展につなげる事業も盛り込みました。

さらに、こどもまんなか社会の実現に向けたこどもの権利に関する条例——仮称ですけどもこれの検討など、こども・子育て施策の充実、教育・スポーツの振興にも力を入れて編成しました。

今後とも一日も早い復旧・復興を実現するとともに、県民一人一人が未来に希望を持つことができる富山県を目指し、全力で取り組んでまいります。

次に、南海トラフ地震についての御質問にお答えします。

南海トラフ地震は、今後30年以内の発生確率が70ないし80%と切迫性が高く、先月8日には宮崎県日向灘を震源とする地震が発生し、気象庁から初めての南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、これを受け、本県でも県民の皆さんに日頃からの地震への備えを再確認していただくよう呼びかけました。

南海トラフ地震の被害想定について国が平成24年度に公表した報告書によれば、県内における最大震度は能登半島地震と同じ震度5強で、一部で断水の発生が想定されているものの、人的・建物の被害は限定的とされています。一方、県の地震・津波調査検討ワーキンググループでは、南海トラフ地震は強い揺れが長く続き、能登半島地震を上回る液状化被害などが発生する可能性を指摘する意見がありました。

このため県では、被害が想定外とならないよう南海トラフ地震を今議会に提案している地震被害想定調査の対象としております。人的・建物被害、液状化被害のほか、人流、物流の大動脈の寸断による本県への影響などについて幅広く調査を行うことにしています。県としては、調査結果を踏まえ、きめ細かい地震対策につなげていきたいと考えます。

また、南海トラフ地震は、太平洋沿岸の広い範囲で甚大な被害が想定され、被災地への積極的な支援が必要となることが想定されます。本県は、中部9県1市の災害時等の応援に関する協定により静岡県を支援することとされており、県内市町村と連携し、迅速で適切な人的・物的支援が行える体制づくりを着実に進めてまいります。

次に、自衛隊との協力体制についての御質問にお答えします。

能登半島地震では、発災直後に県から自衛隊への災害派遣要請を行いました。県内では救出活動が必要な人的被害等はなく、自衛隊には氷見市で炊き出し支援を行っていただきました。私も現地に激励に伺いましたが、寒い避難所で温かい食物が提供され、避難者の皆さんが大変喜ばれ、勇気づけられていた光景を今も思い出します。改めて災害時の自衛隊の役割の重要性やありがたさを実感しました。また、大変に機能的にできている炊事車両の優秀さも目の当たりにしたところです。

こうした自衛隊の活動などについて、災害対応検証会議では、自衛隊などとの連携、情報共有の在り方が不十分との意見や、奥能登の事例として、道路啓開用の重機レンタルが市町村によってうまくいかない場合があったなどの報告がありました。災害時に迅速かつ円滑な対応が取れるよう、日頃から県や市町村が自衛隊との密接な協力関係をつくること、言わば顔が見える関係をつくるということが課題の一つと認識しております。

県ではこれまでも、県の総合防災訓練など各種訓練において自衛隊と連携した災害対応の習熟度を高める訓練に取り組むほか、災害など緊急事態が発生するおそれがある場合に開催する危機管理連絡会議等に参加いただき、情報共有と対応などの確認に努めています。



また、危機管理を担う専門職として、災害派遣などの経験が豊富な退職された自衛官を採用し、自衛隊をはじめ関係機関との連絡調整などの災害マネジメント業務に当たっています。

県としては、訓練などを通じて平時から顔が見える関係づくりに取り組むなど、災害に強い安全・安心な県づくりに向けて、引き続き自衛隊との協力体制の強化と構築に努めてまいります。

次に、富山空港についての御質問にお答えします。

富山空港の活性化に向けては、航空ネットワークの維持拡充が重要であると考え、新型コロナの影響などにより運休していた国際定期便の運航再開に向け、航空会社等への働きかけ、協議を続けており、昨年から今年にかけて上海便、大連便が再開されました。

台北便については昨年4月にインバウンドチャーターとして運航が再開し、今年1月には富山・台北双方向での利用が可能となる臨時便が運航されました。また、来月10日から、秋シーズンとしては初めてとなる双方向で利用可能な臨時便が運航され、往来が強化されていきます。

一方、韓国便についても昨年4月にインバウンドチャーターとして路線が復活し、この秋も運航されるなど実績を積み重ねています。

さらに、福岡空港への直行便を含めて新規路線の開拓に向けたエアポートセールスにも取り組んでおります。しかし、路線の開設や再開などを航空会社が判断するに当たっては、需要の確保や、機材や発着枠の確保などの事情が勘案されることは認識しております。

県としては、富山空港の国際線、国内線双方の航空路線の充実は持続可能な空港運営に寄与するものと考えておりまして、定期便の早期再開や路線の開拓に取り組んでまいります。

次に、伝統行事の支援についての御質問にお答えします。

本県には、多彩で魅力ある伝統的な祭り、行事が数多く受け継がれており、県ではこれら伝統行事を含めた文化財の保存活用を計画的かつ継続的に進めていくため、令和3年に文化財保存活用大綱を策定し、文化財の確実な保存と適切な活用や、保存・活用を担う人材の育成などに積極的に取り組んでいます。

具体的には、国、県指定民俗文化財の保存修理、また国の指定を受けていない伝統行事の用具などの整備、そして保存団体が実施する後継者育成事業のほか、本県などが国に要望して事業化されたユネスコ無形文化遺産の情報発信事業などを支援しています。さらに、新たに県文化財登録制度を創設し、今年1月に第1号として富山市岩稲の「お鋤様」行事を登録しました。

伝統行事は地域固有の財産であり、地域活性化や観光振興につながる資源です。今後ともその保存に努められる団体に対し、国の支援内容の周知を図るなど、市町村と連携しながら保存・継承、活用を支援してまいります。

次に、伝統産業の振興についての御質問にお答えします。

伝統産業は本県の誇りであり、その継承と振興は大変重要であります。令和3年度末に伝統工芸文化継承・産業振興プログラムを策定し、令和4年度からの3か年計画で、人材育成、新商品開発、販路開拓の3本柱で各種施策を展開しています。

近年では時代のニーズに対応した新商品開発や業界の枠を超えた新たな販路開拓に挑む事業者も現れて、一部の産地では生産額の回復が見られています。しかし、全体としては、議員御指摘のとおり、後継者不足をはじめ、産地を取り巻く環境は依然厳しい状況が続い

ています。

このため、4月に伝統産業支援課を新設しました。また、8月からは伝統工芸産地支援員を新たに配置することで、産地の実態に寄り添ったきめ細やかな支援体制を整えたところです。

さらに、8月には産地組合、自治体、商工団体等から構成する伝統的工芸品産業振興協議会を創設し、同プログラムの検証、改定をはじめ、産地の振興策等を関係者間で鋭意検討を進めています。このプログラムは今年度末で計画期間を終了するため、この協議会を中心に議論を重ね、年度末の改定に向け準備を進めています。改定に当たっては議員御提案の海外への市場開拓、デジタル技術の活用、県民生活への伝統工芸品の取り入れ、これらの視点を積極的に取り入れ検討を進め、産地組合や自治体、商工団体とも密に連携し、伝統産業の振興に取り組んでまいります。

次に、県庁内におけるカスタマーハラスメント対策の御質問にお答えします。

職員を無用なトラブルから守り、安心して働くことができる職場づくりは、質の高い行政サービスの実施や人材確保の観点からも重要であり、職員の能力開発、安全確保に努め、円滑な行政運営の阻害要因を取り除いていく必要があると考えます。

近年、社会全体でカスタマーハラスメントへの対応について関心が高まっている中、県庁内においても訪問や電話によるカスハラと思われる行為で対応に苦慮する事例があります。

県ではこれまでも、各職場においてカスハラと思われる行為があった場合には、上司や同僚が同席するなど組織として対応するほか、必要に応じて警察に協力を要請するなどして職員の救済を図ってき

ました。また、庁内での面会の強要や乱暴な言動をする人に対しては、県庁舎等管理規則に基づき退去を命じることができるほか、電話相談の多い部門では通話録音機能付きの電話機等を導入し、カスハラ予防、抑止を図っています。

改めて、今後早急に県庁全体のカスハラの実態を把握した上で、年度内を目途に、本年6月の総務省通知や他の自治体、民間の事例も参考に、カスタマーハラスメント対応マニュアルを策定することとしておりまして、議員から指摘のあった名札の表記方法を変更するなど具体的なカスハラ対策を進めてまいります。

次に、建設業法等改正についての御質問にお答えします。

本県の建設業の現状ですが、就業者数は平成22年から令和2年までの10年間で12.9%減少しました。全国値の6.5%の減少に比べ減少幅が倍近く大きくなっています。今後、高齢化が進行する中、次世代への技術継承が必要であり、新たな担い手確保が大きな課題です。

今般の建設業法の改正により、労働者の処遇改善、資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止、働き方改革と生産性向上などが法定化、義務化されました。

これまで県では担い手確保として、建設業のバックオフィス業務DX化などの働き方改革への支援や学生向けの現場見学会、建設業の魅力を発信するけんせつ×テックフェスなどを開催しております。また、県発注工事において週休2日工事、物価等の急激な変動への対応、ICTの活用などを発注の際の仕様に盛り込むなど、労務費の確保や就労時間の短縮に取り組んできています。

今後はこれらの取組が民間工事にも波及するよう、建設業界はも

とより発注者となり得る経済団体や県民に対し、法改正の趣旨や内容を周知することで実効性を高めていきます。

建設業は公共インフラ整備の担い手であり、災害復旧や除雪など地域の守り手としての役割も果たしており、給与がよく、休暇が取れ、希望がかなう、この「新3K」を実現することを通じて、国、市町村、関係団体と連携し、安全・安心で持続可能な社会を目指してまいります。

次に、今後の高校再編の取組についての御質問にお答えします。

未来を担う子供たちのため、教育内容の充実を図り、特色ある学びを提供することが重要です。このため、現在、総合教育会議において、これまでに実施した中学生、高校生などへのアンケート結果や県立高校の進路状況の学区間比較などのデータも参考に、学科・コースの見直し、中高一貫校など様々なタイプの学校・学科について議論を深めています。

議論に当たって教育委員会では、学区ごとに幅広く御意見をお聞きするワークショップや意見交換会を開催しており、私も一部に参加しました。これらの中では、「生徒中心に考えなければいけない。5年後ではなく15年後を見据えて思い切った改革を」という意見や、高校生からも「一人一人の進路実現の達成を支える学科設置、進路教育が必要」など貴重な意見を多数頂きました。また、高校生とやま県議会に参加する高校生とも意見を交わし、学校規模について、大きな学校はいろんな個性と出会えるメリットがある、また一方で、小さな学校では深い関係が築けるメリットがあるなどの、現在の現役の高校生の率直な声も聞くことができました。

高校再編の進め方については、先般の総合教育会議で、まずは将

来15年目途の県立高校の教育内容、学科構成、学校規模の組合せと配置など目指す姿を描き、その5年前あるいは10年前の配置の姿を逆算的に考えた上で、段階的に必要となる再編などについて検討していく方針が確認されました。今後、その具体的な姿についてワークショップや意見交換会でも御意見をお聞きしながら、こどもまんなかの視点から総合教育会議などで丁寧に検討を進めてまいります。

私からは最後になりますが、選挙におけるSNSの活用についての御質問にお答えします。

平成25年の公職選挙法改正により、有権者の適正な判断や投票行動に必要な候補者の政見や政策などの情報を随時発信できるよう、SNSなどのインターネットによる選挙運動が解禁されてから約10年が経過し、徐々に浸透してきています。

解禁後の選挙において総務省が行った調査では、インターネット上の選挙情報を利用した人は、利用しなかった人に比べて投票へ行った割合が高いという結果が出ています。また、公益財団法人明るい選挙推進協会が令和4年の参議院議員通常選挙後に行った全国調査では、若者世代については、ほかの世代と比較して選挙情報をインターネットから入手する割合が高いという結果となっています。

投票率など有権者の投票行動への影響については、選挙の争点や関心の高さなど様々な事情が総合的に影響するため、その要因を一概に申し上げることは難しいわけですが、調査結果などを踏まえると、SNSなどのインターネットを活用する選挙運動により、政治と有権者の距離が近くなるという点で大変有意義なものであると認識しています。ただ一方で、選挙がエンタメ化する、話題性を求める傾向があるといった指摘もあることから、SNSなどを活用

した選挙運動が法の趣旨から逸脱しないよう、良識と節度ある活用が有権者の信頼と期待に応えるものであると考えております。

私からは以上です。

○議長（山本 徹）佐藤副知事。

〔佐藤一絵副知事登壇〕

○副知事（佐藤一絵）農林水産物の輸出拡大についての御質問にお答えをいたします。

我が国におきましては、人口減少や高齢化の進展によりまして国内の食のマーケットが縮小している中で、本県の農林水産業や食品産業の持続的な発展のためには、国内需要だけではなく、海外需要も獲得をしていくことが必要であると考えておりまして、また、そのことが農林漁業者や食品事業者の所得の向上にもつながってまいります。

このため県では、令和4年度からとやま輸出ジャンプアップ計画に基づきまして、とやま輸出コミュニティによる情報提供や会員交流、またジェトロの専門家や地域商社による伴走支援、さらには海外プロモーション出展などによる販路開拓支援、こうしたことに取り組んでおりまして、農林水産物や食品の輸出拡大を推進してまいりました。

令和5年度の輸出額の実績は、先ほど議員からもお話がありましたが約55億円ということで、順調に伸びてはおりますが、議員御指摘のとおり、品目別で見ますと、輸出額の伸びが大きいのは調味料や飲料などということになっております。農業者の所得向上に直結するものとしては、やはり米や水産物などの一次産品の輸出額をしっかりと伸ばしていく、これが重要であるというふうに考えており

ますが、例えばお米につきましては、伸びてはいるものの、現在では令和8年度の目標の半分にとどまっているところがございます。また、ほぼ一次産品であります干し柿、こちらも海外からは引き合いが強く輸出額が増えておりますけれども、一方で原料の確保が追いつかず需要に応えられていないというような状況でございます。

こうした状況もございまして、7月に開催されました輸出促進に向けた協議会でも、令和8年度の目標達成に向けて、品目ごとの現状や課題をしっかりと整理し、今後の取組の方向性を検討すべきとの御意見を頂いたところでございます。現在、個別の事業者にはヒアリングを行い、その状況の把握に努めております。

今後、ヒアリング結果を踏まえまして、今年度内に再度この協議会を開催し、令和8年度120億円という目標の達成に向けまして、よりきめ細やかな対応策についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本 徹）武隈危機管理局長。

〔武隈俊彦危機管理局長登壇〕

○危機管理局長（武隈俊彦）私からは、立山における火山対策についての御質問にお答えします。

今年4月に火山調査研究推進本部が文部科学省内に設置され、また、今年から8月26日が火山防災の日とされるなど、近年、火山対策の重要性が高まっております。

弥陀ヶ原火山につきましては、令和2年3月に策定した避難計画において、過去1万年以内に発生した噴火はいずれも水蒸気噴火であるため、火山の状況に大きな変化がない限り、今後発生する噴火は水蒸気噴火と想定しております。また、噴火に伴いまして噴石や火



砕流、降灰、融雪型火山泥流などの現象も複合的に起こる可能性がある  
とされており、

県ではこうした事態を想定しまして、これまで火山ハザードマップや噴火警戒レベル、避難計画の作成を進めるなど、弥陀ヶ原火山における一連の警戒避難体制を整備しております。また、国や立山町と連携しまして、平成30年度から山小屋の噴石対策工事に対して補助を行うとともに、令和3年度から火山防災訓練を実施し、関係機関との情報伝達や観光客等の避難誘導、負傷者の救出・救助の訓練などを実施しております。さらに、外国人観光客への対応としまして多言語版の火山防災啓発チラシを作成・配布することや、立山室堂地区におけるWi-Fi環境の整備、火山防災訓練における英語での情報伝達などにも取り組んでおります。

弥陀ヶ原火山を有する立山は、国内外から多くの観光客や登山者が訪れる本県が世界に誇る山岳観光地であり、万が一の事態においても安全確保や迅速かつ円滑な避難体制が取れるよう、火山対策に引き続き努めてまいります。

以上でございます。

○議長（山本 徹）田中地方創生局長。

〔田中雅敏地方創生局長登壇〕

○地方創生局長（田中雅敏）私からは、デジタル田園都市国家構想交付金の活用についての質問にお答えいたします。

デジタル田園都市国家構想交付金は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上、地方創生の実現に向けて、地方公共団体が行う取組を支援するものとして国で措置されているものでございます。議員御指摘の民間の知恵や発想を取り入れることにつきましては、

国においても交付金事業の審査項目の一つとして官民の協働を挙げておりまして、民間と協働して行う事業であることを重視しているところでございます。

このため、県におきましては、これまでもこの交付金の積極的な活用にあたりまして、民間企業や業界団体などと連携した取組を図ってきているところでございます。また、交付金の申請にあたりましても、事業採択を見据え、官民協働やデジタル技術の活用、地域間連携などの観点からの国の助言を受けまして、事業担当部局と共に事業の磨き上げを図ってきております。

これまで官民連携事業といたしましては、企業や大学等と連携したスタートアップ支援やデジタル人材の育成に関する取組、また民間事業者が運営するアプリと連携した県内のMaaS環境の充実などの取組が採択を受けているところであります。

今後とも、各分野におけるデジタル技術のさらなる活用など、民間企業等と連携した地方創生に資する事業を進め、この交付金を積極的に活用してまいりたいと考えております。

○議長（山本 徹）竹内生活環境文化部長。

〔竹内延和生活環境文化部長登壇〕

○生活環境文化部長（竹内延和）私からは2問お答えをいたします。

まず、立山博物館を中核とした文化観光に関する御質問にお答えをいたします。

県では、立山博物館を中核とした文化観光を振興するため、昨年9月に国から認定を受けました文化観光拠点計画に基づきまして、多彩な立山体験ツアーの実施、立山エリアにおける周遊の促進などをポイントとして、共同申請者であります地元の立山町、そして関

係団体、企業等と連携して取組を強化してきておるところでございます。また、この認定を弾みといたしまして、立山エリアを含めた県内の周遊観光も促進したいというふうに考えております。

具体的には、旅行商品造成につきましては、県において県内の文化施設を複数の市町村をまたいでバスで周遊するツアーの造成にかかる経費に支援をしているところでございます。民間におきましては、立山ガイド協会、立山町観光協会、とやま観光推進機構などが、電動アシストつきのマウンテンバイクなども活用した立山信仰ゆかりの地を巡るツアーを実施しておりますほか、立山黒部アルペンルートと立山博物館を組み合わせたツアーの造成に向けまして、立山貫光ターミナル株式会社が県外の旅行会社に働きかけを行い、これまでに53件の旅行商品が造成されておるところでございます。

また、周遊旅行プランの発信につきましては、県の観光情報サイトで立山信仰ゆかりの地と周辺観光地を巡るコースを紹介しておりますほか、今年度は、立山博物館など文化施設と県内各地の観光地とを組み合わせた広域的なモデルコースを作成し、同サイト、またSNSなどにおいて県内外へ魅力を発信したいというふうに考えております。

引き続き、市町村、文化関係施設・団体、観光事業者と連携して、本県における文化観光の充実に向けて取り組んでまいります。

次に、登山者の安全対策に係る御質問にお答えをいたします。

県では、登山者が安心して登山を楽しんでいただけますように、国の交付金等を活用した登山道や標識等の整備のほかに、遭難防止や遭難発生時の捜索、救助のため、積雪期の劔岳周辺の登山者に登山届を義務づけているほか、ゴールデンウイークや夏山の最盛期に

は室堂等に診療所を開設し、7月中旬から10月上旬には救急隊員も常駐しているところがございます。また、室堂ターミナル等に相談窓口を設置いたしまして、指導員により登山届提出等の安全指導、情報提供を行うとともに、登山者の力量に合った山選びを促すということで、県内の登山道を難易度別に示した山のグレーディングマップを作成しまして、県のホームページやパンフレット等で広く周知を図っているところがございます。

今年度は、先ほど申し上げました診療所のうち、室堂にごさいます立山診療所に新たにWi-Fiを設置いたしまして通信環境が改善したことにより、ポータブルエコーや遠隔診療機器の情報を外部の医師と共有することが可能となりまして、診療精度の向上を図ったところがございます。

さらに、御質問の中でも御紹介いただきましたけれども、県と県警察及び株式会社ヤマップの3者で今年7月に締結しました協定に基づき、スマートフォン上で簡単に操作可能なアプリ「YAMAP」で作成された登山計画が、自動的に登山届として県そして県警察に提出されることとなりました。これによりまして、利便性が向上したことで登山届の提出率がアップし、提出された登山届を活用した遭難発生時の捜索、救助の迅速化などが期待されるところがございます。

今後とも、老朽化した登山道等の整備を進めることに加えまして、入山指導員や県警察等と連携して登山指導や安全登山対策の普及啓発に努める、そしてデジタル技術など新たな手法も積極的に活用し、安心して登山ができる環境や体制づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（山本 徹）山室商工労働部長。

〔山室芳剛商工労働部長登壇〕

○商工労働部長（山室芳剛）私からは、カスタマーハラスメントについての御質問にお答えいたします。

近年、消費者の権利意識の高まりやソーシャルメディアの普及などに伴いまして、消費者からの過剰な要求や悪質なクレーム、いわゆるカスタマーハラスメントが社会問題となっており、現在、国ではカスタマーハラスメント対策に係る事業主の雇用管理上の措置義務の法制化が検討されております。

県内の現状としては、県や富山労働局の労働相談窓口にも、件数は多くないもののカスタマーハラスメントに関する相談が徐々に寄せられるようになっております。

県としてはこれまでも富山労働局と連携し、広報誌「労働とやま」において、国が作成したカスタマーハラスメント対策企業マニュアルや国が開設したカスタマーハラスメント悩み相談室の情報を周知するなど、県内事業者への普及啓発に取り組んでおります。また、今年度新たに県内事業者向けにカスタマーハラスメント防止対策をテーマとしたセミナーを11月に開催することとしております。

今後とも国の動向を注視しながら、富山労働局などの関係団体とも密接に連携し、県内事業者におけるカスタマーハラスメント対策に取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（山本 徹）津田農林水産部長。

〔津田康志農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（津田康志）私からは2つの質問にお答えいたします。

まず、農林水産物等の輸出についての御質問にお答えいたします。

県では海外プロモーションとして、欧州、タイ、台湾などで見本市への出展や富山県フェアを開催し、県産の食材をPRするとともに事業者の商談に対して支援してきております。

特に台湾につきましては、昨年度に続き本年6月にも台湾最大の国際見本市「FOOD TAIPEI 2024」に出展したほか、併せて台中市の高級スーパーでの富山県物産展と台北市内の高級飲食店での富山県フェアを開催いたしました。FOOD TAIPEI 2024では21の事業者が出品し、現地にも5つの事業者が参加して、140名の現地バイヤーに対し商品紹介や商談を行った結果、現時点では成約が1商品、商談継続が4事業者となっております。

FOOD TAIPEI 2024には私も参加させていただきました。台湾では日本食の人気が高いことからほかの自治体も大変熱心であり、本県の産品が選ばれるには、商品のブラッシュアップや付加価値をつけるなど、差別化の必要性を強く感じたところであります。県としても食品研究所による商品開発の支援のほか、食文化と一体的なプロモーションなどによる効果的な情報発信にも努めてまいりたいと考えております。

議員からは、岐阜県との連携のお話もありました。このFOOD TAIPEI 2024でも、台湾でも大変人気の高い飛騨牛と富富富を組み合わせた飛騨牛握りという形で提供したところ大変盛況でありまして、こういったPRの工夫などもしていく必要があると考えております。

また、これまでの海外プロモーション活動の成果としましては、現地のバイヤーやプロモーターとのつながりができたこと、現地の

食習慣や嗜好などへの理解が深まったこと、輸出する際の規制や対応策などの経験が蓄積されたことが挙げられます。また、商流につなげるには、プロモーションの後も継続的に小売や消費者へ働きかけることが重要でありまして、それが可能な意欲ある事業者を発掘し、連携しながら効果的なプロモーションに取り組んでまいります。

続きまして、有機農業の取組拡大についての御質問にお答えいたします。

本県における有機農業の取組面積は令和5年度で233ヘクタールと、令和2年度の219ヘクタールから水稻を中心に着実に増えてきておりますが、富山県みどりの食料システム基本計画に掲げる令和8年度の目標300ヘクタールとは乖離しております。

このため、県では昨年度からとやま有機農業アカデミーを開設し、昨年度は26名、今年度は43名の受講生に有機農業の生産技術や販路拡大の手法についての知見を深めていただきました。今後、受講生には本県の有機農業の新たな担い手として活躍していただくことを期待しております。

このほか、有機農業の拡大に向け、富山市と南砺市における有機農業の生産、販路の拡大を地域ぐるみで行う取組への支援や、高価格帯での販路拡大のツールにもなります有機JAS認証の取得支援などにも取り組んでおります。

また、議員御提案の学校給食での利用につきましては、令和5年度に富山市、南砺市、滑川市、舟橋村で年1回から4回実施されております。さらなる利用の拡大は、有機農業の需要が拡大され、生産者の安定的な販路確保にもつながるものと考えられますが、食材費が高額となり、市町村の負担や保護者の理解醸成が必要となるこ

とから、市町村の担当課、それから教育委員会ともよく話し合っ  
てまいりたいと考えております。

有機農業の生産拡大に向けては、有機農業に取り組む生産者の裾  
野を拡大する必要があり、引き続き有機農業者の確保育成や国の環  
境保全型農業直接支払交付金等も活用しながら、有機農業へ転換す  
る農業者への支援の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（山本 徹） 広島教育長。

〔広島伸一教育長登壇〕

○教育長（広島伸一） 学校現場の主権者教育に関する質問にお答えを  
いたします。

主権者教育は、子供たちが将来自らの意思で社会に参画する力を  
育むため大切なものであり、学校教育におきましては、発達段階に  
応じ様々な学びの場を設けております。

まず、義務教育段階では、社会科を中心に教科横断的に政治や経  
済、消費者の権利などについて学習しておりますほか、県内の税務  
署や社会保険労務士会、市町村の教育委員会と連携した出前授業や  
議会の模擬体験を実施しております。

また、高校では、「公共」などの授業で地域の課題の解決に向け  
生徒が話し合い、よりよい社会の実現を目指して主体的に考えるな  
ど、主権者としての必要な資質、能力の育成に向け取組を進めてお  
ります。また、県議会の皆様による出前講座や県選挙管理委員会と  
連携した模擬投票を行っており、参加者からは県の政治について考  
えるきっかけとなったなどの声があり、生徒の社会参画意識の向上  
に寄与いただいております。



社会の形成者として子供たちの意識を醸成しますことは、社会の諸課題を多面的、多角的に考える力の育成や、地域の問題そして選挙を自分ごととして捉えることにつながります。自立した主体として社会に参画するため必要な資質、能力を引き続き育成するため、例えば、高校で必ず履修する科目であります「公共」での効果的な授業内容を学校間で共有しますとともに、引き続き選挙管理委員会や県議会などの協力も得ながら、子供たちが主体的に社会に参画できるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（山本 徹）以上で亀山彰議員の質問は終了しました。

以上をもって会派代表による質問、質疑を終了いたします。

＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：

## 報 告

○議長（山本 徹）次に、予算特別委員会の構成について御報告いたします。

委員長永森直人議員、副委員長川島国議員、理事尾山謙二郎議員、八嶋浩久議員、岡崎信也議員及び山崎宗良議員、委員佐藤則寿議員、光澤智樹議員、嶋川武秀議員、鍋嶋慎一郎議員、瀧田孝吉議員、立村好司議員、澤崎豊議員、安達孝彦議員、種部恭子議員、川上浩議員、瘡師富士夫議員、筱岡貞郎議員、火爪弘子議員及び米原蕃議員、以上のとおりであります。

＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：

○議長（山本 徹）次に、お諮りいたします。

議案調査のため、明9月11日は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 徹）御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の本会議は9月12日に再開し、各議員による県政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

**午後2時16分散会**